

令和4年8月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年8月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年8月4日（木）午後3時開議
- 2 場 所 生涯学習センター 第3研修室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第21号 市川市教育委員会会議規則の一部改正について
議案第22号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針の策定について
議案第23号 令和5年度使用教科用図書の採択について
議案第24号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 5 報告第15号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第21号 市川市教育委員会会議規則の一部改正について
議案第22号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針の策定について
議案第23号 令和5年度使用教科用図書の採択について
議案第24号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 2 報告第15号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀
- 6 出席職員、職・氏名

生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘

学校教育部長	藤井 義康
学校教育部次長	奥田 淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄
教育総務課長	町田 茂幸
学校環境調整課長	小笠原 勝海
指導課長	富永 香羊子
学校地域連携推進課長	榎本 弘美
指導課指導主事	1名

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	三河 崇邦
//	副主幹	岩瀬 絢子
//	主 査	新田 伸子
//	主 任	木下 堯

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件、報告1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第21号「市川市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第21号「市川市教育委員会会議規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。はじめに、改正の理由です。文部科学省からの通知を踏まえ、感染症等への対応として、本市においても、オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議を開催することができる規定を定める必要があることから、本規則の一部を改正するものでございます。次に、主な改正の内容です。議案の5ページ、新旧対照表をご覧ください。右側、改正後の第31条の3をご覧ください。1点目は、教育長及び委員のオンライン会議システムの活用についてです。教育長及び委員は、教育委員会の会議において、オンライン会議システムを活用することができるものとし、委員におかれましては、会議において当該システムを活用しようとするときは、その理由を付して、会議開会までに教育長に申し出ることとするものでございます。6ページをお願いいたします。第31条の4をご覧ください。2点目は、参集とみなされる場合等についてです。委員が、指定の時刻までにオンライン会議システムに係る通信環境を確保したことを教育長が確認したときは、当該委員は、同項の規定により参集したものとみなすこととし、教育長につきましても準用するものでございます。このほか、通信環境が確保できない場合等の取り扱いについて定めております。7ページをお願いいたします。第31条の5をご覧ください。3点目は、職員及び関係者のオンライン会議システムの活用についてです。職員及び関係者につきましてもオンライン会議システムを活用することができることとしたものでございます。最後に、施行期日です。速やかに本規則を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものです。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは、以上の説明について、質疑はございます

でしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第22号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。議案第22号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針の策定について」ご説明いたします。議案の9ページをお願いいたします。学校施設の建替え時に最適な通学区域を設定するにあたり、通学区域の在り方や見直し方法、手続きなどを定めた「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」を策定する必要がございます。これが、本議案を提出する理由となります。続いて、計画の概要について、ご説明いたします。恐れ入りますが、10ページをお願いいたします。少々お時間をいただければと思います。はじめに、方針策定の背景といたしまして、通学区域の目的と現状、課題を整理した上で、方針の必要性をお示ししております。まず、通学区域は、通学の安全確保や学校規模の適正化を図るとともに、学校と地域が一体となって子どもを育む体制を整えることを目的に設定されたものです。しかしながら、今般の児童生徒数の変動や都市基盤整備等により、「小中学校の通学区域の不一致」、「通学路の安全確保」、「通学区域による地域コミュニティの分断」、「学校規模の差」が課題として顕在化してきております。このことから、学校施設の建替え時に各学校の通学区域の見直しを適切に行うため、通学区域の見直しを行う際のルール等を定めた「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」を策定するものです。次に右の策定体制です。方針については、教育委員会内で策定作業を進めるとともに、庁外組織の附属機関である通学区域審議会に諮問・答申し、これまでに5回の審議を経て、策定に至ったものです。次に、方針の概要です。方針は、通学区域の見直しのルールを定めた「通学区域の見直し方針」と、このルールに基づき作成した「通学区域の再編案」の大きく2つで構成しております。まず、左側の方針では、見直しの視点と流れを整理いたしました。具体的には、はじめに、小中学校の通学区域の一致を目的として、中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。次に、通学路の安全確保を目的として、道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界といたします。そして、学校規模の是正を目的として、隣接する学校が大規模校と過小規模校となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を

編成するというもので、この流れに沿って再編案を作成することといたしました。次に、見直しの手続きと時期です。まず、作成した再編案を基に、学校運営協議会で協議、調整を行います。次に、通学区域審議会で新たな通学区域を諮問、答申いたします。そして、教育委員会の会議で新たな通学区域の議決をいただき、決定することとしております。現在、こちらの見直しの手続きに沿って、第一中学校の見直しを進めており、学校運営協議会との調整を経て、7月の教育委員会の会議で通学区域審議会へ諮問することについて議決をいただき、7月19日に通学区域審議会へ諮問をいたしました。今後、11月に開催を予定している通学区域審議会で答申をいただいた上で、教育委員会の会議で議決をいただき、新たな通学区域を決定することとなります。次に、時期ですが、通学区域は建替え後の学校規模に影響を与えることから、建替えに関する基本構想・基本計画策定前までに新たな通学区域を決定し、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、新たな通学区域を適用することとしております。なお、方針では、この他、見直しに関わる経過措置や指定学校変更制度の基本的な考え方を整理しております。次に、右側の再編案です。「見直しの流れ」に沿って、16の中学校ブロックの通学区域の見直しを行った結果、再編案は以下の3パターンとなりました。まず1つ目が、中学校の通学区域を見直すもので、小中の連続性を確保するため、中学校の通学区域を小学校の通学区域と合わせる見直しを行うというものです。この対象は、第一中学校ブロックや第二中学校ブロックなど16ブロック中、14ブロックとなっております。2つ目が、小学校の通学区域を見直すもので、学校規模を是正するため、小学校の通学区域を自治会単位に再編する見直しを行うというものです。この対象は、第五中学校ブロックのみとなります。3つ目が、通学区域を見直さないものです。この対象は、高谷中学校ブロックのみとなります。最後に、ただ今ご説明した詳細につきましては、別冊1の「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針（案）」として整理をしております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑等はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号「令和5年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長でございます。議案第23号「令和5年度使用教科用図書の採択」について、ご説明いたします。公立学校の教科用図書の採択権限は、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第21条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にあることから、令和5年度に使用する小中学校の教科用図書及び特別支援学校の小中学部並びに小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について議決を求めるものでございます。教科書採択の公正確保につきましては、千葉県教育委員会から以下の点について指導がございました。1つ目として、採択権者の権限と責任において適正かつ公正に行う必要があり、外部からの不当な影響に左右されないこと。2つ目として、教育委員会の会議では適切な審議環境を確保し、公開で行う場合には、傍聴のルールを明確に決めておくことなど、適切な採択環境の確保に努めなければならないこと。3つ目として、教科書発行者の宣伝行為についてもその実態を把握し、事前に適切な対策を講じること。4つ目として、過大な宣伝行為、その他外部から不当な影響等により採択の適正・公正の確保に関し問題が生じた場合には、採択権を有する者において適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。以上が指導の主な内容でございます。本市の教科用図書の採択につきましては、市川市、浦安市の2市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに、両市による採択地区協議会が、5月23日、7月19日の2回開催されました。第2回採択地区協議会におきましては、市川市、浦安市の子どもたちにとって、適切な教科書を選定するため、研究調査委員の報告をもとに、市川市、浦安市の協議会委員による議論を経て選定が行われましたことをご報告させていただきます。なお、教科書採択が公正に行われるよう、静ひつな環境を保つため、採択業務が終わる8月31日まで、採択事務は非公開で行わせていただいております。しかし、市教育委員会では、教科書採択の様子を視聴していただくことで、教科書採択への理解を深めていただくために、本日の会議を公開とします。教科書採択に係る資料は、本年9月1日以降、中央図書館、行徳図書館等にて閲覧できます。本会の採択に係る具体的な協議内容でございますが、1点でございます。特別支援教育の教科用図書につきまして、学校教育法附則第9条の規定による一般図書における新規本3冊について、協議・選定を行います。また、使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とするため、特別支援教育で使用する教科書として、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、点字版教科書、及び拡大教科書、令和5年度使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書を一括して選定について諮ることとなっております。それでは、本年度採択についてご審議をお願いする特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書について、ご説明させていただきます。なお、質疑の回答につきましては、主に担当の指導主事よりお答えさせていただきますのでよろしく願いいたします。では、特別支援教育について報告いたします。葛南西部採択地区協議会において、令和5年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書につきましては、新規で選定対象となりました3冊を中心に協議され、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版教科書及び拡大教科書の全てが選定されました。研究調査委員の報告と協議会委員で協議した結果を踏まえ、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の新規本3冊について、その特色と選定理由についてご説明させていた

できます。1冊目は、国語の日本教育研究出版「ひとりだちするための国語」です。聞く、話す、読む、書く、の基礎と応用の両方で活用できる内容が取り上げられています。実生活と結び付いた内容になっており、学んだことを他教科の学習や家庭生活、社会生活で生かすことができます。イラストが多く配置されるなど、子どもの興味・関心がひきつけられるような工夫もされています。また、全ての漢字に振り仮名が振られており、書き込みのスペースが大きくとられるなどの配慮もされています。2冊目は、国語のユニバーサルデザイン絵本センター「ユニバーサルデザイン絵本6おでかけまるちゃん」です。見えにくさがあるかどうかにかかわらず読むことができる、という趣旨で作られています。1枚の厚い紙を蛇腹に折って絵本の形にしているため金具がなく安全です。話の内容が点字と形や感触の違う凸状の点や線で表現され、様々な人が絵本を読み進めたり楽しんだりすることができます。点字での文章表記や点字の五十音表も掲載されており、点字に触れたり見て学んだりすることができます。裏面にはすごろくが付いていて、他者と関わりながら楽しむこともできます。3冊目は、算数・数学の三起商行「ミキハウス音のぞくおしごとえほんレジスター」です。お金の模型や、レジスターを用いて買い物ごっこをしながら、数字や計算、物の分類を学習することができます。見開きごとに野菜、果物など分類されているため、分かりやすいです。励ましの音声コメントがあり、ゲーム感覚で繰り返し学習する意欲がわくように工夫されています。以上のことを踏まえ、特別支援教育では、使用する児童生徒の実態が多様であることから、各学校で児童生徒の実態に応じた教科書の選択を可能とするため、令和5年度に特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書新規本3冊を含む134冊、点字版教科書及び拡大教科書のすべてが、一括して選定されました。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

詳細につきまして、説明をありがとうございました。それでは、質疑に入ります。特別支援教育用の教科書について何か質疑はございますでしょうか。

大高委員お願いいたします。

○大高究委員

「ひとりだちするための国語」についてですけれども、基礎と応用の両方で活用できるとありましたけれども、何年生くらいを対象に考えていらっしゃいますでしょうか。

○指導課指導主事

主に中学校の特別支援学級に在籍する生徒や特別支援学校の中学部・高等部に在籍する生徒を対象に考えております。面接の練習や電話対応の仕方など、就職活動や卒業後の社会生活にも生かせる内容が収録されております。以上です。

○平田史郎委員

大高委員よろしゅうございますか。

○大高究委員

はい、ありがとうございました。

○平田史郎委員

他に質疑ございますでしょうか。はい、広瀬委員。

○広瀬由紀委員

「ユニバーサルデザイン絵本6おでかけまるちゃん」について質問させていただきます。特別支援学校等における生徒間の学習だけでなく、特別支援学校や学級等に通っていない生徒との交流にも非常に効力を発揮するのではないかと期待したいところですが、そのような面での活用方法について市の考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

では、お願いします。

○指導課指導主事

特別支援学校等に在籍する児童生徒のための教科書であるため、交流の授業においては活用いたしません。休み時間等ですごろくを用いて他者と関わることはできると考えております。以上です。

○平田史郎委員

広瀬委員よろしゅうございますか。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございます。ユニバーサルデザイン絵本というのは、文化言語の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の如何を問わずに利用することができるという点が非常に強調されているものです。文部科学省のホームページの方では、新学習指導要領の交流及び協働学習に関するページの中で、各指導要領等において特別支援学校等に通う障がいのある生徒と障がいのない生徒とを、計画的組織的に交流及び協働学習を行うということが示されています。交流及び協働学習が、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むということを目的とする交流の側面と、教科等のねらいを達成することを目的とする協働学習の側面というような、2つの側面を分かちがたいものとして捉えて進めていく必要があるというようなことが示されておりましたので、活用の可能性というところで伺わせていただいた次第です。いろいろ市のお考えもあろうと思いますし、現場のお考えもあろうと思います。今回採択予定のUD絵本について、先ほど、特別支援学校等に在籍する児童生徒のための教科書ということでご回答いただいたところではあるのですけれども、個人的な感想ではありますが、いろいろな授業等での使用について、いろいろな教育現場のお考えや裁量もあるのかと思ひまして、市としてのお考えもあるとは思ひますけれども、その辺りはもしかすると、現場にゆだねてもよいのかもしれないと感じまして、質問と感想を述べさせていただきます。以上です。

○平田史郎委員

何か回答は必要ですか。よろしゅうございますか。

○広瀬由紀委員

感想を述べさせていただきますところではあるのですけれども、使用できないというご回答でしたので、それが市としての回答ですと、現場の裁量を閉ざしてしまうのではないかと危惧いたしました。もし、そのような点について現場の裁量

如何で大丈夫ということであれば、その辺りもお考えがあればお聞かせいただければと思うのですけれども。

○平田史郎委員

という委員のご意見がありましたので、前向きにご検討の方をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、続けて質疑ございますか。はい、山元委員。

○山元幸恵委員

「ユニバーサルデザイン絵本6おでかけまるちゃん」を私も見せていただいたのですけれども、非常に凝った造りになっていると感じました。本として見ていたものを、広げるとすごろくとしても使えるという、今お話にあった通りなのですけれども、逆に便利にできているようで、広げてしまったものをまた、たたんで本にするなど、かえって扱いにくくなる点はないのでしょうか。その辺のところは、現場としてどのように捉えられているのか教えていただけますか。

○平田史郎委員

ご回答お願いいたします。

○指導課指導主事

広げた本を元に戻すことは、低学年の児童にとっては、はじめは難しいかもしれませんが、金具がなく、安全に使用することができます。担任等と一緒に片付けしながらたたみ方を教えていくことで、一人でもできるようになっていくと思っております。以上です。

○平田史郎委員

山元委員よろしゅうございますか。

○山元幸恵委員

よろしくご指導お願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、続けてご質疑ございますでしょうか。はい、島田委員。

○島田由紀子委員

私の方からは、「ミキハウス音のでるしごとえほんレジスター」についてご質問させていただきます。実際手に取って見せていただいたのですけれども、ゲーム的な要素もあって、楽しみながら子どもが進んで取り組む絵本だと思ったのですけれども、計算できるというところが一つ特徴かと思いますが、実際どのようにして計算するのか、また、計算外でも何か仕掛けのようなものがあるのであればご紹介いただければと思います。お願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、お願いいたします。

○指導課指導主事

それでは、こちらは実際にお示ししながらご説明いたします。このように、バーコードでの値段の読み取り、お金の模型がたくさんございます。また、レジスターを用いて買い物ごっこができます。このように、計算や、物の分類を学習することができます。以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございます。島田委員よろしゅうございますか。

○島田由紀子委員

はい。ありがとうございました。

○平田史郎委員

他にいかがでしょうか。

それでは、私の方から。本当にこのような立場を頂戴して、このような工夫が見られるのはとても面白かったです。特に「ミキハウス音のでるしごとえほんレジスター」というのも、今、子どもたちはこのようなものを使って勉強しているのかと思いました。非常に効果的な機械かと思えますけれども、算数の学習以外には、どのような授業で活用することを想定しておりますでしょうか。

○指導課指導主事

聞いた言葉にあう絵を選ぶことや、お金の支払いをしたり、ポイントカードも付いておりますので、実社会に近いものとなっております。国語科ですとか生活単元学習の授業での活用が考えられると思っております。以上です。

○平田史郎委員

その他、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。他に質疑がないようですので、続けて令和5年度小学校及び中学校用使用教科用図書についての説明をお願いします。

○指導課長

指導課長です。続きまして、令和5年度小学校及び中学校用使用教科用図書について、報告をいたします。法令に基づいた千葉県教育委員会からの通知に、「令和5年度における小学校用教科用図書の採択については、基本的に令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと」、「令和5年度における中学校用教科用図書の採択については、基本的に令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと」とあることから、令和5年度小学校及び中学校の使用教科用図書については、今年度と同一の教科書が選定されていますことをご報告いたします。小学校及び中学校の使用教科用図書につきましては、葛南西部採択地区で研究調査委員による調査を踏まえて慎重に、そして適正に選定し、浦安市、市川市それぞれの教育委員による会議において採択されていることを申し添えます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。今の説明で質疑は特にないと思えますけれど、よろしゅうございますね。それでは、ここで、議案第23号につきまして採決いたしましたと思います。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。議案第24号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。議案21ページをお願いいたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を運営するにあたり、委員を解任及び任命する必要があるため、提案するものでございます。22ページから24ページが委員一覧になります。曾谷小学校、及び福栄中学校につきましては、未決定であった委員1名ずつの任命の必要があり、また大和田小学校につきましては、辞任の申し出のあった委員1名の解任と、代わりとなる新たな委員1名の任命の提案をさせていただくものでございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上の説明について、何か質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第15号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。報告第15号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の25ページ、26ページをお願いいたします。大洲中学校の学校運営協議会委員につきまして、辞任の申し出があった委員の解任と新たな委員の任命を行う必要がございましたが、8月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので、本日、ご報告をさせていただきます。報告の説明は以上となります。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にご意見等もないようですので、報告第15号を終了いたします。それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。教育長にお返しいたします。

○教育長

それでは、これもちまして、令和4年8月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午後3時35分閉会)